

令和6年9月

第10回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年9月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

2番	飯泉 厚彦	4番	飯島 秀幸
6番	石田 真也	8番	関口 和美
9番	岡田 実	10番	雨貝 洋子
11番	白石 悟	12番	對崎 徳男
13番	大野 博司	14番	石島 繁
16番	吉田 新一	17番	青木 道子
18番	本橋 文男	19番	野堀 良夫
21番	遠藤 道夫	22番	飯野 和男
24番	蛭原 昇		

欠席委員

1番	關 元章	3番	横田 晋吾
5番	飯岡 宏記	7番	中島 信夫
15番	加園 秀信	20番	飯島 孝一
23番	市村 元則		

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係長	廣引 康則
農業行政課	主任	田中 良拓

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

- | | | |
|------|---------|---|
| | 議案第 2号 | 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認について |
| | 議案第 3号 | 農地法第4条の規定による許可について |
| | 議案第 4号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について |
| | 議案第 5号 | 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について |
| | 議案第 6号 | 現況証明の発行可否について |
| | 議案第 7号 | 農地改良協議に対する同意について |
| | 議案第 8号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| | 議案第 9号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について |
| | 議案第 10号 | 令和7年度つくば市農地等利用最適化推進施策に関する意見要望（案）について |
| 日程第3 | 報告第 1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| | 報告第 2号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 3号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 4号 | 現況証明の専決処理について |
| | 報告第 5号 | 農地法第4条の規定による制限除外の農地の移動届について |
| | 報告第 6号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| | 報告第 7号 | つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん委員の指名について |
| | 報告第 8号 | 農地等の現況に係る照会に対する回答について |

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和6年第10回農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

総会の開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。本日、大変お忙しいところ、御苦勞様でございます。

令和6年第10回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の出席を賜りましてありがとうございます。

現在、農繁期でお米の収穫作業が忙しい時期となっておりますが、本日も慎重かつ厳正なる審議をお願いしたいと思います。

本日は、御苦勞様です。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、農業委員会会議規則第6条によりまして、会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長をお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和6年第10回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日、議席1番の關 元章委員、議席3番の横田晋吾委員、議席5番の飯岡宏記委員、議席7番の中島信夫委員、議席15番の加園秀信委員、議席20番の飯島孝一委員、議席23番の市村元則委員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は17名で、定足数に達していることから、令和6年第10回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席8番関口和美委員、議席9番岡田 実委員をお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局飯泉補佐をお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題をしたいと思います。提出番号1番については、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番及び議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番、提出番号3番、5番については、議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号5番、9番と関連する一体の申請であることから、議案第1号の提出番号1番、3番、5番は、議案第2号、議案第4号及び議案第5号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番、3番、5番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る9月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、水稻・小麦を作付けしている農家で、申請地には小麦を作付けする予定です。

提出番号4番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号2番、4番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島秀幸委員

去る9月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号7番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号8番について、申請者は野菜の作付けをしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号6番から8番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る9月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号9番については、水稻・野菜・牧草を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号9番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る9月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号10番については、申請人は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号11番については、申請人は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号10番、11番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、岡田委員、お願いいたします。

岡田 実委員

去る9月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号12番については、ブドウを作付けしている農家で、申請地にはブドウを作付けする予定です。

提出番号13番について、申請者はカンショ・サカキ・シキミを作付けしている農地所有適格法人で、申請地にはサカキを作付けする予定で申請されたものです。

法人より提出された営農計画では、営農型太陽光発電の下部農地において、サカキの栽培に適地と記載がありましたが、申請地の周辺は水田地帯であることから、サカキの生育に適しているとは考えにくいとの意見が各委員よりありました。

以上を踏まえ、営農計画どおり耕作していくことが可能なかを判断するため、より詳細な資料を求めべく継続といたしました。

提出番号14番については、農業を開始するために申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号13番については継続審議。提出番号12番、14番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

以上で、各地区の調査結果の報告が終わりました。

提出番号13番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号13番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号13番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号13番については、岡田委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号、提出番号13番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号2番、4番、6番から12番、14番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて議案第1号の提出番号提出番号2番、4番、6番から12番、14番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号2番、4番、6番から12番、14番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号2番、4番、6番から12番、14番について、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題としたいと思いますが、先ほど確認したとおり、提出番号1番については、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番と関連する一体の申請であることから、議案第2号については、議案第4号、議案第1号の提出番号1番の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、議案第4号、議案第1号の提出番号1番の審議を併せて議題とすることといたします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可についてを議題としたいと思いますが

が、提出番号1番については、議案第7号 農地改良協議に対する同意についての提出番号1番と関連する一体の事業であることから、議案第3号については、議案第7号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可については、議案第7号の審議を併せて議題とすることといたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番及び議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番を議題としたいと思いますが、提出番号2番から6番については、議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号3番、4番、16番から18番と関連する一体の申請であることから、議案第4号の審議から提出番号2番から6番を除いて議案第5号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号2番から6番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第4号、議案第1号及び議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、豊里地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

野堀良夫委員

去る9月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

議案第1号の提出番号1番と議案第2号の提出番号1番、議案第4号の提出番号1番は、

営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

議案第1号の提出番号1番については、農地所有適格法人が申請地を借り受け、野菜を作付けするために農地法第3条の申請がなされたものです。

議案第2号の提出番号1番、議案第4号の提出番号1番については、営農型太陽光発電施設の下部の農地における栽培作物をパクチーからハウレンソウとコマツナの輪作へと変更するため、農地法第4条の許可後の事業計画変更及び農地法の第5条許可後の事業計画変更がそれぞれ、営農型太陽光発電に係る制度上の取扱いに関するガイドラインにより申請されたものです。

以上のことから、議案第2号の提出番号1番と議案第4号の提出番号1番については、承認しても差し支えないと思われまます。

議案第1号の提出番号1番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われまますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号1番、議案第2号の提出番号1番及び議案第4号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第1号の提出番号1番、議案第2号の提出番号1番及び議案第4号について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番、議案第2号の提出番号1番及び議案第4号について、許可及び承認することに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番及び議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてについて、許可及び承認することに決定いたします。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 3 番、5 番、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号 2 番から 6 番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第 5 号、議案第 1 号及び議案第 4 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る 9 月 9 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 2 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

議案第 4 号の提出番号 2 番と議案第 5 号の提出番号 3 番については、自己用住宅に関連する一体の事業であることから、一括して説明いたします。

議案第 4 号、提出番号 2 番については、令和 5 年 1 月 18 日付け、つくば農委指令第 4 号をもって建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

議案第 5 号の提出番号 3 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

議案第 4 号の提出番号 3 番と議案第 5 号の提出番号 4 番については、自己用住宅に関連する一体の事業であることから、一括して説明いたします。

議案第4号、提出番号3番については、令和5年3月14日付け、つくば農委指令第13号をもって建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

議案第5号の提出番号4番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在居住する建物の老朽化に伴い、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

議案第1号の提出番号3番と議案第5号の提出番号5番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、電力の固定価格買取制度を用いて、営農型太陽光発電施設を新たに設置すべく、申請をするものです。

議案第1号の提出番号3番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請を、議案第5号の提出番号5番については、発電設備の支柱部分等に対し、農地法第5条の一時転用の申請をするもので、期間は許可日から3年間です。

許可後の利用方法は、595Wパネル1,116枚を設置する計画です。

下部農地については、既に賃貸借権を設定している農地所有適格法人が引き続き耕作し、ダイズ、サトイモ、バレイショを輪作する計画です。

また、新たな営農型太陽光発電に関する通知に基づいた添付書類も提出されており、営農型発電施設の直下のみでなく、発電施設の属する筆全体に作物を作付けする計画である図面も添付されております。撤去費用については、自己資金で賄う予定です。

提出番号6番と7番については、事業の計画として一体の申請であることから、一括して説明いたします。

農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、アパート経営による資産の安定を図るべく、申請地を提出番号6番については借り受け、提出番号7番については取得し、共同住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資と自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第1号の提出番号3番は、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われず。

議案第4号の提出番号2番、3番については、承認しても差し支えないと思われず。

議案第5号の提出番号1番から8番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われず、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島秀幸委員

去る9月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号9番と議案第1号の提出番号5番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第1種農地と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号5番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請を、議案第5号の提出番号9番については、発電設備の支柱部分に対し、農地法第5条の一時転用の申請をするもので、期間は許可日から3年間、申請地には416Wパネル216枚を設置済みです。

下部農地については、土地所有者が引き続き耕作し、従来どおりサカキを栽培する計画となっております。

また、令和6年4月の法改正に基づいた添付書類も提出されており、営農型発電施設の直下のみでなく、発電施設の属する筆全体に作物を作付けする計画である図面も添付されております。撤去費用については、自己資金で賄う予定です。

提出番号10番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、家族の増加に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。今般、申請地の近隣において公共工事を受注したことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するもので、令和6年9月16日から令和7年9月15日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲をネットで囲い、全面を鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、発生土、砕石、バックホウ、仮設事務所1棟等を置く計画で、資金については自己資金で賄う計画です。

提出番号13番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号14番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地

を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、10月の市長選挙に出馬を予定しており、選挙に伴い来客が多く見込まれ、駐車場を確保する必要があることから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するもので、令和6年10月1日から令和6年11月30日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、全面を鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車60台分の駐車スペースを設ける計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、議案第1号の提出番号5番は、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われま

す。議案第5号の提出番号9番から15番については、一般基準に適合の上、第1種農地と第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま

すが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る9月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

議案第4号の提出番号4番と議案第5号の提出番号16番については、一体の事業であることから、一括して説明いたします。

議案第4号、提出番号4番については、令和4年1月14日付け、つくば農委指令第3号をもって建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

議案第5号の提出番号16番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

議案第4号の提出番号5番と議案第5号の提出番号17番については、一体の事業であることから、一括して説明いたします。

議案第4号、提出番号5番については、令和4年1月14日付け、つくば農委指令第3号をもって建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

議案第5号の提出番号17番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

議案第4号の提出番号6番と議案第5号の提出番号18番については、一体の事業であ

ることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は第3種と判断しました。

議案第4号、提出番号6番については、令和6年6月13日付け、つくば農委指令第23号をもって資材置場用地として許可を受けましたが、利用計画の見直しをすることとなり、計画面積を変更するべく申請されたものです。

議案第5号の提出番号18番については、申請者は市内で足場工事業を営む法人です。今般、既存の資材置場の返却を土地所有者から要請されたことから、新たに資材置場を確保すべく申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面砕石敷きとし周囲を木柵で囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、足場パイプ等の足場資材とトラック6台、普通自動車15台を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、議案第4号の提出番号4番から6番については、承認しても差し支えないと思われまます。

また、議案第5号の提出番号16番から18番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われまますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る9月6日に行いました現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号19番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き、再生可能エネルギー事業を営む法人です。今般、太陽光発電事業用地を探していたところ、適切な事業地を譲っていただけることになったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、当該申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む別会社を通し、需要先に発電した電気を売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、585Wパネルを176枚、パワーコンディショナーを10台設置する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号20番については、農地区分は農用地区域内農地です。

今般、野焼き防止のための葉刈り芝用ストックヤード用地として利用するため、再許可の申請がなされたもので、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、雨水は敷地内浸透処理とした上で、既設の葉刈り芝集積用大型コンテナ1基を使用する計画です。資金については、自己資金で賄う予定となっております。

提出番号21番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号 19 番から 21 番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地、第 1 種農地の例外許可規定及び第 2 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る 9 月 10 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 22 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父から受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 23 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、市内で土木工事業を営む法人です。今般、つくば市の公共工事を受注し、近隣に資材置場が必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請されたもので、令和 6 年 9 月 13 日から令和 7 年 2 月 28 日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、仮設事務所、仮設トイレ、コンクリート 2 次製品、砕石 100 m³、4 t ダンプ車 2 台を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号 24 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 25 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、申請地に隣接する住宅を購入し居住しておりますが、既存の駐車場スペースが狭く、日常生活を送る上で支障を来していることから、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、駐車場 2 台分のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号 26 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父から借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。今般、申請地の面積が 500 m²を超える理由につきましては、趣味のガーデニングスペースや、子供の面倒を見てもらっている親が使用している自動車を置くスペースが日常生活を送る上で必要なことから、当該面積に至ったとの

ことで、資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号 22 番から 26 番については、一般基準を満たしており、第 1 種農地の例外許可規定及び第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 1 号の提出番号 3 番、5 番、議案第 4 号の提出番号 2 番から 6 番及び議案第 5 号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第 1 号の提出番号 3 番、5 番、議案第 4 号の提出番号 2 番から 6 番及び議案第 5 号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第 1 号の提出番号 3 番、5 番、議案第 4 号の提出番号 2 番から 6 番及び議案第 5 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 1 号の提出番号 3 番、5 番、議案第 4 号の提出番号 2 番から 6 番及び議案第 5 号について、許可及び承認することに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 3 番、5 番、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号 2 番から 6 番、議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可については、原案のとおり許可及び承認することに決定いたします。

なお、提出番号 5 番につきましては、営農型太陽光発電施設における下部の農地が 30a を超える案件ですので、営農型太陽光発電にかかる農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインに基づき、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第 6 号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 6 号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第6号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る9月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、20年以上前から宅地への進入路となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る9月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、20年以上前より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る9月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、20年以上前から宅地として使用しており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号3番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第6号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

意見等ありましたらお願いいたします。

雨貝委員、お願いします。

雨貝洋子委員

大穂地区の雨貝です。提出番号3番の申請についてお伺いしたいと思います。申請された面積が約1,400㎡と広い土地となっておりますが非農地となった経緯について、御存知であれば教えていただければと思います。

議長（飯野 和男）

事務局より説明願います。

事務局（飯泉課長補佐）

事務局より、お答えいたします。

こちらは現況証明の申請願に伴いまして、航空写真や土地の登記事項証明書が添付されていますが、航空写真を確認いたしますと、昭和47年9月に国土地理院で撮影された写真が添付されてございます。

また、当該土地に添付されております土地の登記事項証明書を確認いたしますと、昭和47年の6月に国土調査が実施されておりました、その成果に伴って土地が畑であることを確認することができました。

つまり、航空写真が撮影する前に国土調査が実施されておりました、その時点では、登記上は畑にはなっておったのですが、実際のところは、航空写真のとおり、同年の9月には宅地として利用されていたものと思われます。事務局としては、国土調査の成果の誤りではないかと推考しております。

以上でございます。

雨貝洋子委員

ありがとうございました。

議長（飯野 和男）

そのほかに質問、意見等ありましたらお願いします。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第6号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第7号 農地改良協議に対する同意について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農地改良協議に対する同意について、議案第3号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号1番を一括して議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第7号、議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、大穂地区において調査を行っておりますので、石島委員より調査結果の報告をお願いいたします。

石島 繁委員

去る9月6日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号1番と、議案第3号の提出番号1番については、関連する一体の事業であることから、一括して御説明いたします。

こちらの申請につきましては、搬入する土の質を確認する必要があることから、継続審議といたしました。

以上のことから、議案第3号の提出番号1番と、議案第7号の提出番号1番については、継続審議として差し支えないと思われませんが、なお一層の各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の提出番号1番及び議案第7号の説明及び報告が終わりました。

議案第3号の提出番号1番及び議案第7号の提出番号1番は、継続審議との報告があり

ましたので、審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、議案第3号の提出番号1番及び議案第7号の提出番号1番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号の提出番号1番及び議案第7号の提出番号1番については、石島委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号1番及び議案第7号 農地改良協議に対する同意についての提出番号1番については、継続審議といたします。

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について

議長（飯野 和男）

次に、議案第8号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書19ページになります。

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について御説明いたします。

こちらは、市長より令和6年8月20日付けで農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号1番、谷田部地区で5年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号11番まで議案書記載のとおりとなり、谷田部地区2件、荃崎地区1件、大穂地区6件、桜地区2件となります。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号について、原案のとおり決定いたします。

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案書21ページになります。

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について御説明いたします。

こちらは、市長より令和6年8月15日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、筑波地区で10年間の賃借権の設定を行うものです。

以降、整理番号4番までのとおりとなり、荃崎地区1件、筑波地区3件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものです。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第9号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、異議なく承認することに決定いたします。

議案第 10号 令和7年度つくば市農地等利用最適化推進施策に関する意見要望（案）について

議長（飯野 和男）

次に、議案第10号 令和7年度つくば市農地等利用最適化推進施策に関する意見要望（案）についてを議題といたします。

本案については、農業政策専門委員会で審議しておりますので、大野委員長より報告をお願いいたします。

大野博司委員

報告いたします。

農業政策専門委員会より、議案第10号 令和7年度つくば市農地等利用最適化推進施策に関する意見要望（案）についてを御説明いたします。

こちらは、委員及び推進委員の皆様方より提出いただきました意見を基に、8月29日及び本日実施した本委員会において協議を行い、原案として決定いたしました。

意見要望の項目は、農地の保全と有効利用対策、担い手経営対策、持続可能な地域農業の確立、先進的な農業への取組強化の4点となります。

それぞれの項目に対する意見要望については、議案書に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

なお、総会で可決された上は、今月30日に五十嵐市長に手交する予定です。

以上で専門委員会より説明を終わります。

議長（飯野 和男）

ただいま大野委員長より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

青木委員、お願いします。

青木道子委員

谷田部地区の青木です。4番の先進的な農業への取組強化の(1)に記載されている有機農業の促進、中身がちょっと分かりづらいので教えていただきたいのです。

また、下から2段目の目標達成には市内の消費者の行動変容も併せて、この行動変容というのは、どういうことなのかなというふうに思っています。

それと、その下の環境負荷低減を意識した消費行動。これもちょっと分かりづらいかないかと思っただけです。

それと、(3)の農業委員の選任についてですけれども、「先進的な農業に取り組む方を積極的に評価し、」とありますが、先進的な農業、もちろん、これはこれで評価していただいて結構だと思うのですけれども、そうじゃなくて農業政策の見識を深めている方も十分にいますし、というふうに思うので、この先進的なって、この農業に取り組む方を積極的に評価するという項目は、あまりにも極端過ぎるのではないかなと思います。その登用につながるような土壌づくりをしていただきたいというのは、どういう意味なのかなと思いましたので、御返答いただければと思います。

議長（飯野 和男）

事務局より説明願います。

事務局（飯泉課長補佐）

事務局から、お答えいたします。

まず今、青木委員から御質問寄せられました(1)の有機農業の促進のところですね。(1)の下から2段目、目標達成には市内の消費者の行動変容が併せて求められるためということなのですけれども、こちらにつきましては、今、食の多様化といいますか、意識が消費者の方も高くて、有機農業、減農薬、または、そういった付加価値の高い作物を消費したいという方も当然たくさんおられます。そういったニーズが高まっていけば、一般の今まで栽培していた通常のお米よりも、減農薬であったり、特別栽培されている作物であったりという、そういった需要が高まってくるというのを考慮して、こういった形で、この言葉の表現としては、行動変容が求められるという形でここに記載させていただきました。

環境負荷低減というのは、減農薬等自然に優しい農法、極端な話を言えば無農薬なのですけれども、そこまで極端には行きつかないので、GAP等の規格で管理した栽培方法による環境負荷の少ない、地球の環境に優しい農法の推進という意味で、環境負荷低減を意識した、消費者の方もそういったところで高付加価値の作物が求められているということが今、時代のニーズとしてもございますので、そういったところで、この環境負荷低減という文言を加えさせていただいたところがございます。

最後ですが、先進的な農業に取り組む方を積極的に評価し、とあるのですけれども、こちらは皆様方、昨年、農業委員の募集をさせていただいたときも、評価項目の中に先進的な農業の取組という項目を設けさせていただきまして、それで評価基準の中の一つに加えさせてもらっているところではあります。やはり挑戦じゃないのですけれども、新しい農業にチャレンジして、農業を魅力的なものとか、あと、消費者の方に、ただ作っているだけではなくて、そういった取組をしてやっているとアピールをして、農作物の生産向上、販売向上とか、そういったものにつなげる努力をされている方というのを農業委員会としても評価するべきということで、評価項目のほうに付け加えさせてもらっていた経緯もございまして、こういった文言を入れさせてもらっているところがございます。

以上でございます。

青木道子委員

あえて、そのことを求める必要があるのだろうかと思うのです。選考委員会の中の必要項目としては、それはいいですけども、これは市に対しての要望ということでいえば、意見書の中身にするとすれば、あえてそのことを、むしろ狭めていくような、私たちの応募する側の比較を狭めていくという、そういう項目は入れなくてもいいのではないかなと思います。

議長（飯野 和男）

今後、そういうことも踏まえて検討してください。

事務局（飯泉課長補佐）

農業政策専門委員会と地区の調査会等において、次回以降、検討していきたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（飯野 和男）

そのほかに質問、意見等ありましたらお願いします。
よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、議案第10号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第10号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第10号 令和7年度つくば市農地等利用最適化推進施策に関する意見要望（案）については、原案のとおり決定いたします。

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から8号についてですが、内容は議案書26ページから47ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。
報告第1号から報告第8号について、質問等ございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告第1号から報告第8号について終了いたします。
以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

これをもちまして令和6年第10回総会を閉会いたします。

【午後2時45分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員